

財 政 課

令和5年度 三原市一般会計補正予算（第4号）等の概要

1 補正予算

(単位：千円)

区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計	51,082,750	121,210	51,203,960
特 別 会 計	22,845,990	277,438	23,123,428
うち、国民健康保険（事業勘定）特別会計	8,840,350	3,500	8,843,850
うち、介護保険特別会計	10,990,830	273,938	11,264,768
企 業 会 計	6,084,878	—	6,084,878
計	80,013,618	398,648	80,412,266

2 補正予算の内訳

○ 一般会計

- (A) 事業費の増に伴うもの (1,410 千円)
- 教育費 教育総務一般事務費（コミュニティ・スクール）…p. 3 355 千円
- 子ども居場所づくり事業費（コミュニティ・スクール）…p. 4 1,055 千円
- (B) 災害復旧に伴うもの (119,800 千円)
- 災害復旧費 災害復旧事業費（農林施設）…p. 5 15,200 千円
- " (土木施設) …p. 7 104,600 千円

○ 特別会計

- (A) 国民健康保険（事業勘定）特別会計 (3,500 千円)
- 事業費の増に伴うもの…p. 8 3,500 千円
- (B) 介護保険特別会計 (273,938 千円)
- 国・県支出金等の精算に伴うもの 273,938 千円

支出科目	10款：教育費 1項：教育総務費 1目：教育委員会費
長期総合計画	2-1-2 教育環境の整備・充実
担当課	学校教育課
事業名	教育総務一般事務費

補正の理由	令和6年4月からコミュニティ・スクール制度を導入するに当たり、学校運営協議会を整備するため。
-------	--

事業説明

単位 千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	31,068	0	73	0	0	30,995
補正額	355	0	0	0	0	355
補正後	31,423	0	73	0	0	31,350

事業内容

コミュニティ・スクール制度導入事業（うち学校運営協議会関係） 355千円

「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」を一体的に推進する「コミュニティ・スクール制度」導入に当たり、令和6年4月から先行的に制度導入を行う5つの学校で、学校運営と必要な支援について協議する合議体の委員を1校当たり5人選任し、運用開始の準備を進める。

(1) 先行導入校

三原小学校、南小学校、幸崎小学校、本郷小学校、宮浦中学校

(2) 学校運営協議会（学校づくりの仕組みであり学校のガバナンス改善を図る仕組み）

ア 設置根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第47条の5

イ 組織の機能

(ア) 学校運営に関する基本的な方針の承認

(イ) 学校運営について校長又は教育委員会に意見を述べること。

(ロ) 教職員の任用に関して教育委員会を経由して広島県教育委員会に意見を述べること。

(ハ) 学校教育法に基づく学校経営の第三者評価

(ニ) 地域学校協働活動の評価

ウ 学校運営協議会委員（法で列挙された者）

(ア) 地域住民

(イ) 生徒、児童の保護者

(ロ) 地域学校協働活動推進員その他の学校運営に資する活動を行う者

(エ) その他教育委員会が必要と認める者

(3) 今後の主な日程

令和5年9月	三原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、学校運営協議会規則等の整備
10月	総合教育会議の開催(市長と教育委員の意見交換)、学校運営協議会委員の委嘱
11月	コミュニティ・スクール制度導入前研修（講演・協議による基礎確認）の実施
令和6年1月	学校運営協議会準備会の開催
2月	コミュニティ・スクール制度導入前研修（講演・協議による最終確認）の実施
3月	第0回学校運営協議会及び地域学校協働本部（開設準備会議）の開催
令和6年4月	第1回学校運営協議会及び地域学校協働本部の開催

支出科目	10款：教育費 5項：社会教育費 5目：青少年教育費
長期総合計画	2-1-3 青少年の健全育成
担当課	生涯学習課
事業名	子ども居場所づくり事業費

補正の理由	令和6年4月からコミュニティ・スクール制度を導入するに当たり、地域学校協働本部を整備するため。
-------	---

事業説明

単位 千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	9,822	0	6,296	0	360	3,166
補正額	1,055	0	0	0	0	1,055
補正後	10,877	0	6,296	0	360	4,221

事業内容

コミュニティ・スクール制度導入事業（うち地域学校協働本部関係） 1,055千円

「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」を一体的に推進する「コミュニティ・スクール制度」導入に当たり、令和6年4月から先行的に制度導入を行う5つの学校ごとに、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」の調整を行う「地域学校協働活動推進員」を配置し、運用開始の準備を進める。

(1) 先行導入校

三原小学校，南小学校，幸崎小学校，本郷小学校，宮浦中学校

(2) 地域学校協働本部（学校における子どもたちの学びや成長を地域全体で支える仕組み）

ア 設置根拠 社会教育法第5条第2項

イ 組織の活動

(ア) 多様な活動 授業補助，登下校の見守り，キャリア教育支援，ふるさと学習等

(イ) 継続的な活動 学校運営協議会と調整し，多様な活動例のうち，可能な活動を実施

ウ 地域学校協働本部の構成員（例）

地域学校協働活動推進員，PTA役員，保護者，町内会役員，民生委員・児童委員，社会教育団体，文化団体，スポーツ団体，企業，NPO，ボランティアグループ

(3) 地域学校協働活動推進員

ア 役割 地域学校協働本部の調整役であると同時に，学校運営協議会委員として活動する。

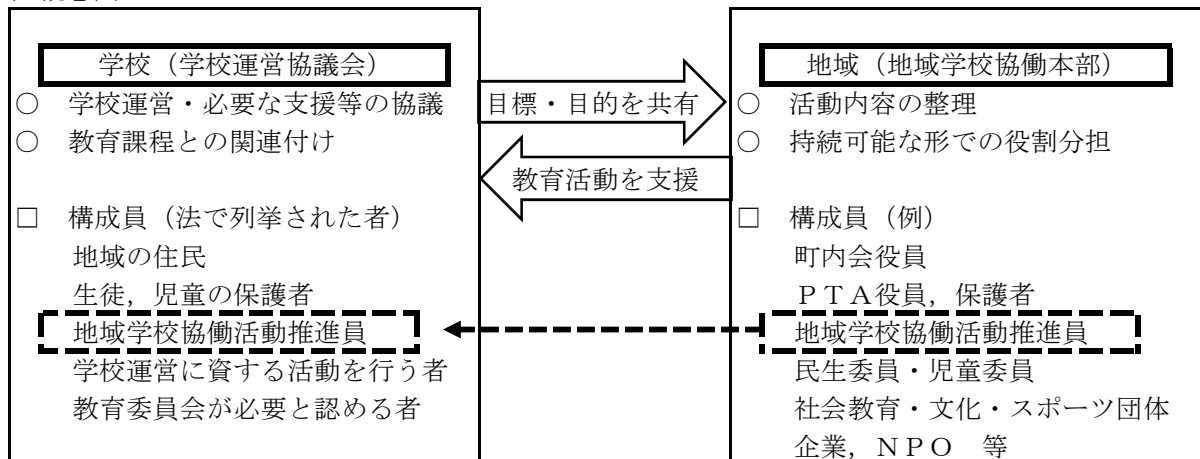
イ 地域学校協働活動推進員の候補となる人材（例）

放課後子ども教室コーディネーターやその経験者，地域と学校に関わる活動の地域ボランティア，PTA関係者，PTA活動の経験者，退職した校長や教職員，地域関係団体の関係者等

(4) 今後の主な日程

前ページと同じ

(5) 概念図



支出科目	11款：災害復旧費 1項：農林水産施設災害復旧費 1目：農林施設災害復旧費
長期総合計画	5-1-2 災害に強いまちの構築
担当課	農林整備課
事業名	災害復旧事業費

補正の理由	豪雨により被災した農地・農林業用施設を復旧するため。
-------	----------------------------

事業説明

単位 千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	12,340	0	3,500	5,200	1,800	1,840
補正額	15,200	0	4,950	6,300	1,678	2,272
補正後	27,540	0	8,450	11,500	3,478	4,112

事業内容

農地・農林業用施設災害復旧事業

令和5年6月30日(金)から7月1日(土)までの豪雨及び7月7日(金)から7月10日(月)までの豪雨により、農地・農林業用施設が被災したため、災害復旧を行う。

(1) 降雨状況 (6月30日から7月1日まで)

観測所	最大24時間雨量	最大1時間雨量
本郷(気)	99.5mm (6月30日9:20～7月1日9:20)	25.0mm (6月30日17:40～18:40)
本谷	97.0mm (6月30日9:10～7月1日9:10)	22.0mm (6月30日17:40～18:40)
和木	101.0mm (6月30日6:00～7月1日6:00)	39.0mm (7月1日0:20～1:20)
下徳良	81.0mm (6月30日6:00～7月1日6:00)	42.0mm (7月1日0:20～1:20)
甲原	91.0mm (6月30日9:20～7月1日9:20)	23.0mm (6月30日18:00～19:00)
菅川橋	91.0mm (6月30日9:20～7月1日9:20)	20.0mm (6月30日17:50～18:50)
末光	基準未満	基準未満
江木	100.0mm (6月30日6:20～7月1日6:20)	41.0mm (7月1日0:30～1:30)
西野	97.0mm (6月30日10:00～7月1日10:00)	28.0mm (6月30日18:10～19:10)
吉田	86.0mm (6月30日6:00～7月1日6:00)	38.0mm (7月1日0:30～1:30)
三原支所	86.0mm (6月30日11:50～7月1日11:50)	22.0mm (6月30日18:10～19:10)
須波	92.0mm (6月30日12:40～7月1日12:40)	22.0mm (6月30日18:10～19:10)
野間川ダム	85.0mm (6月30日11:40～7月1日11:40)	32.0mm (7月1日0:30～1:30)

(2) 降雨状況 (7月7日から7月10日まで)

観測所	最大24時間雨量	最大1時間雨量
本郷(気)	123.5mm (7月8日15:20～7月9日15:20)	41.0mm (7月8日23:10～7月9日0:10)
本谷	124.0mm (7月8日15:50～7月9日15:50)	45.0mm (7月8日23:10～7月9日0:10)
和木	118.0mm (7月8日13:40～7月9日13:40)	20.0mm (7月8日23:20～7月9日0:20)
下徳良	123.0mm (7月8日15:30～7月9日15:30)	28.0mm (7月9日0:00～1:00)
甲原	基準未満	基準未満
菅川橋	125.0mm (7月8日14:20～7月9日14:20)	46.0mm (7月8日23:10～7月9日0:10)
末光	基準未満	基準未満
江木	128.0mm (7月8日13:50～7月9日13:50)	23.0mm (7月9日4:40～5:40)
西野	基準未満	23.0mm (7月8日23:30～7月9日0:30)
吉田	111.0mm (7月8日16:50～7月9日16:50)	20.0mm (7月9日4:40～5:40)
三原支所	基準未満	基準未満
須波	基準未満	基準未満
野間川ダム	124.0mm (7月8日13:50～7月9日13:50)	23.0mm (7月8日23:30～7月9日0:30)

(3) 災害基準 最大24時間雨量80mm以上、又は最大1時間雨量20mm以上

(4) 被災状況

区分		三原	本郷	久井	大和	計	補正額
補助災害	農地	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	6,500千円
	農業用施設	0か所	1か所	0か所	0か所	1か所	3,500千円
単独災害	農業用施設	2か所	1か所	3か所	6か所	12か所	4,800千円
	事務費	—	—	—	—	—	400千円
	計	2か所	2か所	3か所	7か所	14か所	15,200千円

支出科目	11款：災害復旧費 2項：公共土木施設災害復旧費 1目：土木施設災害復旧費
長期総合計画	5-1-2 災害に強いまちの構築
担当課	土木管理課
事業名	災害復旧事業費

補正の理由	豪雨により被災した公共土木施設を復旧するため。
-------	-------------------------

事業説明

単位 千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	59,000	15,674	0	37,600	0	5,726
補正額	104,600	25,346	0	67,100	0	12,154
補正後	163,600	41,020	0	104,700	0	17,880

事業内容

公共土木施設災害復旧事業 104,600千円

令和5年6月30日(金)から7月1日(土)までの豪雨及び7月7日(金)から7月10日(月)までの豪雨により、公共土木施設が被災したため、災害復旧を行う。

(1) 降雨状況

前々ページと同じ

(2) 被災状況

区分		三原	本郷	久井	大和	計	補正額
補助災害	道路	0か所	1か所	1か所	1か所	3か所	29,200千円
	河川	1か所	0か所	0か所	2か所	3か所	16,800千円
単独災害	道路	11か所	8か所	15か所	9か所	43か所	25,520千円
	河川	5か所	11か所	5か所	8か所	29か所	29,480千円
事務費		—	—	—	—	—	3,600千円
計		17か所	20か所	21か所	20か所	78か所	104,600千円

支出科目	国民健康保険（事業勘定）特別会計
長期総合計画	4-3-3 社会保障制度の適正な運営
担当課	保険医療課
事業名	賦課徴収費

補正の理由	産前産後期間の国民健康保険税免除制度の創設（令和6年1月1日施行）に伴い、システム改修を行うため。
-------	---

事業説明							単位 千円
区分	事業費	財源内訳					
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
補正前	15,651	0	1,653	0	0	13,998	
補正額	3,500	0	3,500	0	0	0	
補正後	19,151	0	5,153	0	0	13,998	

事業内容

国民健康保険税システム改修事業 3,500千円

健康保険法等の一部を改正する法律が可決されたことに伴い、令和6年1月1日から施行される産前産後期間の保険税免除制度に対応するため、システム改修を行う。

(1) 産前産後期間の保険税免除制度の概要

出産する被保険者が属する世帯の保険税のうち、産前産後の均等割及び所得割を免除する。

ア 単胎妊娠の場合

出産予定月の前月から4か月間の所得割と均等割を免除

イ 多胎妊娠の場合

出産予定月の3か月前から6か月間の所得割と均等割を免除

(2) 免除の対象者

令和5年11月以降に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者

※施行日前の出産であっても施行日以降に免除対象月が含まれる場合は、施行日以降の月について免除の対象となる。

(3) 届出方法

出産する被保険者の属する世帯の世帯主等が市へ届出を行う。届出は出産予定日の6か月前から可能とする。ただし、施行日前の出産に係る届出は、施行日以後とする。